

令和 2 年度 動物実験に関する自己点検・評価報告書

崇城大学動物実験倫理委員会

令和 3 年 4 月

I. 規則及び体制等の整備状況

1. 機関内規程

1) 評価結果

- 基本指針に適合する機関内規則が定められている。
- 機関内規則は定められているが、一部に改善すべき点がある。
- 機関内規則が定められていない。

2) 自己点検の対象とした資料

崇城大学動物実験指針（平成 23 年 9 月 30 日より施行）

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）

機関内規則が適正に定められている。

4) 改善の方針、達成予定時期

該当せず

2. 動物実験委員会

1) 評価結果

- 基本指針に適合する動物実験倫理委員会が置かれている。
- 動物実験倫理委員会は置かれているが、一部に改善すべき点がある。
- 動物実験倫理委員会は置かれていない。

2) 自己点検の対象とした資料

- ・崇城大学動物実験指針（平成 23 年 9 月 30 日より施行）
- ・崇城大学動物実験倫理委員会規則（平成 23 年 9 月 30 日より施行、平成 26 年 4 月 1 日改定）
- ・動物実験倫理委員会名簿

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）

動物実験倫理委員会が適正に運営されている。

4) 改善の方針、達成予定時期

該当せず

3. 動物実験の実施体制

(動物実験計画書の立案、審査、承認、結果報告の実施体制が定められているか?)

1) 評価結果

- 基本指針に適合し、動物実験の実施体制が定められている。
- 動物実験の実施体制が定められているが、一部に改善すべき点がある。
- 動物実験の実施体制が定められていない。

2) 自己点検の対象とした資料

- ・崇城大学動物実験指針（平成 23 年 9 月 30 日より施行）
- ・崇城大学動物実験倫理委員会規則（平成 23 年 9 月 30 日より施行、平成 26 年 4 月 1 日改定）

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）

動物実験指針及び動物実験倫理委員会規則が適正に定められている。

4) 改善の方針、達成予定時期

該当せず

4. 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制

(遺伝子組換え動物実験、感染動物実験等の実施体制が定められているか?)

1) 評価結果

- 基本指針に適合し、安全管理に注意を要する動物実験の実施体制が定められている。
- 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制が定められているが、一部に改善すべき点がある。
- 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制が定められていない。
- 該当する動物実験は、行われていない。

2) 自己点検の対象とした資料

- ・崇城大学に動物実験指針（平成 23 年 9 月 30 日より施行）
- ・動物実験倫理委員会規則（平成 23 年 9 月 30 日より施行、平成 26 年 4 月 1 日改定）
- ・崇城大学「遺伝子組換え」実験安全管理規則
- ・崇城大学「遺伝子組換え」実験安全管理規則施行細則

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）

動物実験指針、動物実験倫理委員会規則、遺伝子組換え実験安全管理規則、及び遺伝子組換え実験安全管理規則施行細則が適正に定められている。

4) 改善の方針、達成予定時期

該当せず

5. 実験動物の飼養保管の体制

(機関内における実験動物の飼養保管施設が把握され、各施設に実験動物管理者が置かれているか?)

1) 評価結果

- 基本指針や飼育保管基準に適合し、適正な飼育保管の体制である。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

- ・崇城大学動物実験指針（平成 23 年 9 月 30 日より施行）
- ・動物実験倫理委員会、基準、マニュアル等

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）

規則、マニュアル等が整備されている。

4) 改善の方針、達成予定期

該当せず

6. その他（動物実験の実施体制において、特記すべき取り組み及びその点検・評価結果）

該当せず

II. 実施状況

1. 動物実験倫理委員会

(動物実験倫理委員会は、機関内規程に定めた機能を果たしているか?)

1) 評価結果

- 基本指針に適合し、適正に機能している。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

崇城大学動物実験倫理委員会議事要録（令和3年3月23日）

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）

「崇城大学動物実験指針」に基づき、適正な活動を実施している。

4) 改善の方針、達成予定期

該当せず

2. 動物実験の実施状況

(動物実験計画書の立案、審査、承認、結果報告が実施されているか?)

1) 評価結果

- 基本指針に適合し、適正に動物実験が実施されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

- ・動物実験計画書
- ・動物実験承認書

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）

動物実験計画書の立案、審査、承認、結果報告が適正に実施されている。

4) 改善の方針、達成予定期

該当せず

3. 安全管理を要する動物実験の実施状況

(当該実験が安全に実施されているか?)

1) 評価結果

- 基本指針に適合し、当該実験が適正に実施されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。
- 該当する動物実験は、行われていない。

2) 自己点検の対象とした資料

動物実験計画書

動物実験承認書

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）

実験が安全に実施されている

4) 改善の方針、達成予定時期

該当せず

4. 実験動物の飼養保管状況

(飼養保管は飼養保管手順書等により適正に実施されているか?)

1) 評価結果

- 基本指針や実験動物飼育保管基準に適合し、適正に実施されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

- ・自己点検報告書（飼養保管施設管理状況）
- ・自己点検報告書（実験室管理状況）

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）

飼育保管基準により適正に実施されている

4) 改善の方針、達成予定時期

該当せず

5. 施設等の維持管理の状況

(機関内の飼養保管施設は適正な維持管理が実施されているか? 修理等の必要な施設や設備に、改善計画は立てられているか?)

1) 評価結果

- 基本指針や実験動物飼育保管基準に適合し、適正に維持管理されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

- ・飼育保管施設設置承認報告書
- ・実験室設置承認申請書
- ・自己点検報告書(飼育保管施設管理状況)
- ・自己点検報告書(実験室管理状況)

3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点や問題があれば、明記する。)

飼育保管施設は、適正に維持管理が実施されている。

4) 改善の方針、達成予定期

該当せず

6. 教育訓練の実施状況

(実験動物管理者、動物実験実施者、飼養者等に対する教育訓練を実施しているか?)

1) 評価結果

- 基本指針や実験動物飼育保管基準に適合し、適正に実施されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

崇城大学における動物実験教育訓練実施状況（令和2年度）：別紙1のとおり
(参加人数 延べ398人、実施回数5回)

3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点や問題があれば、明記する。)

実験動物管理者、実験動物実施者、飼育者等の対する教育訓練が適正に実施されている。

4) 改善の方針、達成予定期

該当せず

7. 自己点検・評価、情報公開

(基本指針への適合性に関する自己点検・評価、関連事項の情報公開を実施しているか?)

1) 評価結果

- 基本指針や実験動物飼育保管基準に適合し、適正に実施されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

- ・動物実験に関する自己点検・評価報告書
- ・崇城大学動物実験委員会ホームページ

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）

情報公開は適正に実施されている。

4) 改善の方針、達成予定時期

該当せず

8. その他

(動物実験の実施状況において、機関特有の点検・評価事項及びその結果)

1) 崇城大学における動物実験倫理委員会の構成

- ・第2条第1号に掲げる委員：教授1名
- ・第2条第2号・3号に掲げる委員：教授2名
- ・第2条第4号に掲げる委員：教授2名
- ・第2条第5号に掲げる委員：教授1名
- ・第2条第6号に掲げる委員：教授1名
- ・第2条第7号に掲げる委員：准教授1名
- ・第2条第8号に掲げる委員：教授1名
- ・第2条第9号に掲げる委員：教授1名
- ・動物実験倫理委員会委員名簿：別紙2のとおり

2) 崇城大学における動物実験の実施における自己点検・評価に関する報告書の集計について 別紙3のとおり

3) 動物種ごとの飼育数の集計について 別紙4のとおり